

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第369号)

平成17年3月30日

横情審答申第369号

平成17年3月30日

横浜市長 中田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に  
基づく諮問について（答申）

平成15年5月15日道路第190号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「区画整理道路について横浜市の規則に則って作成された各文書一式  
（任意の一事例ずつ）1．認定 2．区域決定（変更） 3．管理引継  
（引受検査も含む） 4．供用開始」の却下決定に対する異議申立てに  
ついての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「区画整理道路について横浜市の規則に則って作成された各文書一式（任意の一事例ずつ）1．認定 2．区域決定（変更） 3．管理引継（引受検査も含む） 4．供用開始」の開示請求を却下とした決定は、妥当ではなく、道路の引継ぎを受けた土地区画整理事業のうち1件の行政文書を、本件請求に係る行政文書として特定した上で、改めて開示、非開示の決定をすべきである。

## 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「区画整理道路について横浜市の規則に則って作成された各文書一式（任意の一事例ずつ）1．認定 2．区域決定（変更） 3．管理引継（引受検査も含む） 4．供用開始」の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、平成15年1月10日付で行った却下決定の取消しを求めるといふものである。

## 3 実施機関の却下理由説明要旨

本件請求については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第6条第2項の規定に基づき補正を求めたが、請求者が補正に応じないため、不適法な請求として却下したものであり、その理由は、次のように要約される。

- (1) 横浜市内の土地区画整理事業は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）施行以降百数十件以上にも及んでいる。開示請求書には「任意の一事例ずつ」とされているが、本市として任意に文書を特定することが困難である。よって、開示請求書の請求内容では、文書を特定することができない。
- (2) このため、条例第6条第2項の規定に基づき、開示請求書の補正を求め、その際、補正の参考となる資料として最近3年間に道路の引継ぎを受けた土地区画整理事業の名称5件を提示した。しかし、開示請求者からの回答は、補正には応じないとのことであった。
- (3) したがって、開示請求書の記載が不十分であり、かつ、その不十分な部分を補うよう開示請求者に対して要請したものの、補正に応じなかったため、条例第6条第2項に規定する「行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事

項」の記載が不十分である不適法な請求として却下とした。

#### 4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 異議申立てに係る処分を取り消し、開示するとの決定を求める。
- (2) 文書特定できないとする横浜市の姿勢に問題があると考え、同様の請求に対して、神奈川県は文書特定している。よって、文書特定可能である。自ら示した5つの土地区画整理事業のうち、任意の1つを選べばよいのである。
- (3) 補正に応じなかったとされているが、補正すると、「規則に則って作成された文書」という文言が消えるので、全く別の請求になってしまい、補正ではなくなってしまう。港北ニュータウンの文書を請求するたびに規則通りの文書が作成されていないと感じたため、「規則に則った文書」とはどのようなものか知る必要があった。実施機関は、規則に則って文書を作成していると思うならば、それを開示すべきである。

#### 5 審査会の判断

##### (1) 本件処分の経緯

当審査会が確認したところ、次の事実が認められた。

ア 申立人は、平成14年12月13日に、開示請求書に「区画整理道路について横浜市の規則に則って作成された各文書一式（任意の一事例ずつ）1．認定 2．区域決定（変更） 3．管理引継（引受検査も含む） 4．供用開始 必ずしも同一路でなくても可。」と記載し、開示請求を行った。

イ 実施機関は、平成14年12月27日付補正依頼書で、申立人あて開示請求書の補正を求めており、その理由は、本件請求については「任意の一事例ずつ」とされているが、実施機関において任意に行政文書を特定することは困難であるというものである。また、このときに実施機関は、過去3年間に道路の引継ぎを受けた土地区画整理事業として5件を提示し、申立人がいずれかを特定することを求めている。

ウ この補正の求めに対し、申立人は、平成14年12月29日に実施機関に対し、補正はしないと返答したため、実施機関は、平成15年1月10日に却下とする決定を行った。

(2) 本件処分の妥当性について

ア 条例第6条第2項では、実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができ、この場合において、実施機関は開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならないと規定している。

イ 実施機関は、開示請求書に記載された内容では文書を特定することが困難であるため、条例第6条第2項の規定に基づき、開示請求書の補正を求めたが、申立人が補正に応じなかったと主張している。

ウ それに対し申立人は、文書が特定できないとする横浜市の姿勢は問題であり、また、補正に応じてしまうと「規則に則って作成された文書」の文言が消え、規則どおりに作成された文書が見たいという請求が、全く別の請求になってしまうと主張している。

エ 当審査会では、異議申立書及び意見書による申立人の主張並びに却下理由説明書による実施機関の説明から、本件処分の妥当性について検討した。

(ア) 条例第6条第1項第2号では、開示請求書に「行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」を記載しなければならないと規定している。本件請求の開示請求書を見ると、「区画整理道路について横浜市の規則に則って作成された各文書一式（任意の一事例ずつ）1．認定 2．区域決定（変更） 3．管理引継（引受検査も含む） 4．供用開始 必ずしも同道路でなくても可。」と記載されており、土地区画整理事業に係る道路の認定、区域決定、管理引継ぎ及び供用開始に関する文書を求めているものと理解できる。これについては、実施機関が、該当する土地区画整理事業は百数十件以上あるとしていることから、本件請求は開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項が記載されていると考えられる。

(イ) 本件請求については、「任意の一事例ずつ」と記載されたことから、実施機関は、任意に文書を特定することは困難であると主張している。しかし、本件請求は、百数十件以上存在する土地区画整理事業の関係文書を請求しているという点では、文書が特定されており、「任意の一事例ずつ」との記載があると文書を特定することができないとする実施機関の主張は、合理的であるとは認められない。

また、「任意の一事例ずつ」と記載されていても、土地区画整理事業の関係文書と限定されているため、実施機関は其中で最も新しいものを抽出するなど合

理的に選択することが可能であると考えられ、現に、過去3年間の5事例を実施機関が自ら特定し、補正依頼書で情報提供していることも考え合わせると、本件請求が不適法として却下すべき請求であったとまではいえない。

(ウ) よって、当審査会は、本件請求については、行政文書を特定するに足りる事項が記載されているため、却下とすべき請求に当たるとはいえないと判断した。

### (3) 結 論

以上のとおり、実施機関が本件請求を却下とした決定は、妥当ではなく、道路の引継ぎを受けた土地区画整理事業のうち1件の行政文書を、本件請求に係る行政文書として特定した上で、改めて開示、非開示の決定をすべきである。

## 《 参 考 》

### 審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成 15 年 5 月 15 日	・実施機関から諮問書及び却下理由説明書を受理
平成 15 年 6 月 20 日 (第 14 回第二部会) 平成 15 年 6 月 27 日 (第 14 回第一部会)	・諮問の報告
平成 16 年 3 月 19 日 (第 284 回審査会)	・部会で審議する旨決定
平成 17 年 1 月 28 日 (第 56 回第二部会)	・審議
平成 17 年 3 月 11 日	・異議申立人から意見書を受理
平成 17 年 3 月 11 日 (第 58 回第二部会)	・審議